

決算カードの用語の説明

1・1一般会計、特別会計、公営事業会計

町の会計は、全般的に町民の皆さんに関わる経費を賄う「一般会計」と利益を受ける人たちがそれに関わる経費を負担する「特別会計」があります。

6 特別会計（町の条例に規定）	公営企業会計（地方公営企業法）
国民健康保険事業	上水道事業
老人保健	下水道事業
介護保険	病院事業
一宮荘	工業用水事業
老人福祉センター	
農業集落排水事業	

1・2財源区分

一般財源：地方自治体が自由に使えるお金のことです。

特定財源：はじめから使い道が決まっているものを特定財源といいます。

自主財源：収入調達に拘束性がない財源のことです。

依存財源：国や県の上位団体の意志決定にもとづいて収入化したものです。

2. 地方税（一般、自主）

地方税法や町税条例の定めによって、徴収する租税です。町民の皆さんや町内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。歳入の根幹です。

3. 地方譲与税（一般、依存）

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量税等があります。

4. 利子割交付金（一般、依存）

定期預金、郵便貯金などの利子所得にかかる県税のうちの一部が、市町村の県民税の額に応じて交付されます。

5. 配当割交付金（一般、依存）

上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。

6. 地方消費税交付金（一般、依存）

消費税5%のうち1%は地方のための消費税（県税）です。その消費税が人口などに応じて市町村に交付されるものです。

7. 特別消費税交付金（一般、依存）

飲食店、旅館等にかかる県税である特別地方消費税の5分の1に相当する額の範囲内で市町村に交付されるものです。（H12年で廃止されています。）

8. 自動車取得税交付金（一般、依存）

自動車の取得に対して課される県税のうち一部を、市町村の道路の延長や面積に応じて交付されるものです。道路整備の財源となります。

9. 軽油引取税（一般、依存）

軽油の購入に対して課税されるもので、道路の新設、修復など道路整備の費用に充てられる目的税です。1リットル 32円10銭。

10. 地方特別交付金（一般、依存）

国が行った所得税の減税により減収となった町税の補てんとして国から交付されるものです。緊急経済対策として国が実施した所得税減税のうち平成11年からの補てんとして創設された交付金です。

11. 地方交付税（一般、依存）

国税の一部を、国が地方公共団体に交付する税のことです。地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡を図り、地方行政の計画的な運営を保障します。

地方交付税には、普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付される特別交付税があります。総額の94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されます。普通交付税は、原則として基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足額が交付されます。

12. 交通安全対策特別交付金（一般、依存）

交通違反の反則金を財源として、県から交通事故件数に応じて市町村に交付されるものです。道路反射鏡、ガードレールなど交通安全施設の整備の財源となります。

13. 分担金・負担金（特定、自）

特定の事業を行う場合、その経費の充てるため特別に関係のある人（受益者）からその経費の全部又は一部を充たすため徴収するものです。

14. 使用料（特定、自）

G S Sや公民館など町の施設を利用される方から徴収するもの。

15. 国庫支出金（特定、依存）

国と町の行う事業の負担区分に基づいて、国が町に対して支出するものです。生活保護や児童手当、児童扶養手当などの経費に対する負担金や、道路の建設費に対する補助金があります。

16. 都道府県支出金（特定、依存）

県が町に支出するものです。県負担金：義務教育費や保育所運営費など、国・県・町がいっしょに取組む事務について国庫支出金と県負担金とあわせて交付。県補助金：特定の施策の奨励や財政援助の意味で県から交付。県委託金：県会議員・国会議員の選挙や統計調査などの委託費用。

17. 財産収入（特定、自）

町有地の貸付料など町の財産活用についての収入や、町有財産の処分によって得た収入。

18. 寄付金（特定、自）

民法上の贈与で、金銭に限られるものです。使い道が特定されない一般寄付金と、使い道を限定した指定寄付金があります。

19. 繰入金（特定、自）

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をすることです。例えば、一般会計の歳出に不足が生じた場合に、基金を取り崩して一般会計に繰り入れることなどをいいます。

20. 地方債（特定、依存）

自治体が「地方債」を発行し、国や銀行からお金を借りることです。

①公営事業に要する経費、②出資金および貸付金、③地方債の借換、④災害関係の事業費
⑤公共施設等の建設事業費の5つの目的で必要のある長期にわたって借り入れる資金で、その償還が一会计年度を越えておこなわれるものです。5つの目的以外の特例が「赤字地方債」で、減税補てん債や臨時財政対策債は「赤字地方債」の1つです。

歳出

：「性質別歳出」と「目的別歳出」に大きく分かれます。

性質別歳出

21. 人件費

町長・議員の報酬、職員の給与や退職金、各種審議会の委員報酬などです。

22. 扶助費

福祉の法令などに基づい町民に支給されるものです。主に生活保護費や児童手当などです。

23. 公債費

地方債の元金及び利子の償還費のことです。

24. 物件費

人件費に計上されない賃金、旅費、交際費、消耗品や備品購入費、委託料などです。

25. 維持補修費

道路、公共施設などを維持補修するためのものです。

26. 補助費

町から他の地方公共団体や民間の各種団体に対して、公益上必要な場合に支出される負担金や補助金のことです。

27. 繰出金

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をすることです。例えば、国民健康保険、老人保健、介護保険の医療費や給付費などの経費など特別会計の歳出に不足が生じた場合に、一般会計から繰り出すことなどをいいます。

28. 普通建設事業費

道路や公園、学校や公民館などの施設の建設費、大規模修繕費といった資産の形成につながる経費をいいます。

目的別歳出

29. 議会費

議会の仕事をする人の人権費や、議会運営のための費用です。

30. 総務費

町役場や財産の維持管理、戸籍の管理や、税金の徴収などの費用です。

31. 民生費

障害者や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの費用です。

32. 衛生費

環境保全、疫病予防健康増進などの費用です。

33. 労働費

失業対策、雇用対策などの費用です。

34. 農林水産業費

農業の振興を図るための費用です。

35. 商工費

商工業の振興や観光などの行政にかかる費用です。

36. 土木費

道路や河川、公園など社会基盤の整備のための費用です。

37. 消防費

消防などの災害対策や、防災などの安全対策のための費用です。

38. 教育費

学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの費用です。

39. 公債費

地方債を借りたときに、毎年度元利償還金（元利と利子）として支払う費用。

1. 経常収支比率

⇒他市町村例参照

財政構造の弾力性を示します。町が町民の皆さんのニーズにすぐに対応できるかどうかを示し、この比率が低いほど自由にお金が多いということです。多様化・複雑化する町民の皆さんのニーズに応えるには、財政構造に余裕があることが必要です。

一般的に70~80%が適正とされています

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源／経常一般財源

= 毎年使い道が決まっている出費／毎年コンスタントに入ってくる収入

経常経費充当一般財源：人件費、扶助費、公債費など毎年度必ず支出しなければならないお金のことを経常経費といいます。この経常経費に充てる経常一般財源のこと。

経常一般財源：毎年経常的に入ってくる自由に使えるお金のこと。

2. 翌年度へ繰越すべき財源 (D)

今年度支出されるはずだったけれど、実際に支出されなかつたお金のことです。

本年度予定されていた事業が、特別な事情によって翌年以降にずれてしまったときに、その事業に充てるお金として繰越す財源のことです。

3. 形式収支 (C)

形式収支 = 嶸入総額 (A) - 嶐出総額 (B)

4. 実質収支 (E)

形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を控除したもので、実質的な剰余金です。

収支の見通しをきちんと立て、サービスを効率的に町民に皆さんに配分したかどうか、行政運営の良し悪しを判断する重要なポイントになります。目安として標準財政規模の3~5%程度が好ましいとされています。

実質収支 = 形式収支 (C) - 翌年度へ繰越すべき財源 (D)

5. 単年度収支 (F)

実質収支には単年度以前からの黒字が累計されているため、当該年度だけの収支を把握しようとするものです。実質収支から前年度の実質収支を差引き、黒字になれば、新たな剰余が生じたといえます。

単年度収支 = 当該年度の実質収支 (E) - 前年度の実質収支 (E')

6. 積立金 (G)

財政運営を計画的にするため、又は将来のために財源に余裕があるときに積み立てるお金のことです。

⇒別表参照

7. 繰上償還金 (H)

地方債を期限より前に繰り上げて返済したお金のことです。翌年度以降の利子の負担を軽くするため、収支の余裕を見ながら返済します。

8. 積立金取り崩し額 (I)

収支不足を補うために取り崩した財政調整基金の額です。

9. 実質単年度収支 (J)

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額です。

即ち = 単年度収支 (F) + 積立金 (G) + 繰上償還金 (H) - 積立金取り崩し額 (I)

10. 財政調整基金

年度間の財減の不均衡を調整するために積み立てる基金のことです。財源的に余裕がある場合に積み立て、収入が著しく減ったときや、一時的な支出が必要になったときなどに取り崩します。

11. 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出されます。

$$= \text{標準的な地方税収入} \times 75\% + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}$$

12. 基準財政需要額

各地方自治体が合理的かつ妥当な水準における行政をおこない、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、実際の支出とは異なります。人口や面積、道路や公園、公共施設数など各行政項目ごとに次の算式により算出されます。

$$\begin{array}{l} \text{単位費用} \quad \times \quad \text{測定単位} \quad \times \quad \text{補正係数} \\ (\text{測定単位 } 1 \text{ 当たりの費用}) \quad (\text{人口} \cdot \text{面積等}) \quad (\text{寒冷地補正等}) \end{array}$$

13. 標準税収入額等

基準財政収入額の基準税額に $100 / 75$ を乗じて求めた数値です。

基準税額とは [普通税+税交付金 (利子割交付金など) + 地方特例交付金] $\times 75\%$

14. 標準財政規模

国から見た自治体の財政的な規模のことであり、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさです。

標準財政規模 = 標準的な状態において見込まれる町税+普通交付税+譲与税+交付金等

15. 財政力指数

私たちには、日本全国どこに住んでいても、教育や福祉、道路整備などについて、同じ水準のサービスを受ける権利があります。このサービスを標準的なサービスと呼ぶことにします。財政力指数とは、町が標準的なサービスを提供するに必要なお金に対して、

実際の収入はどの程度確保できているかを示す数値です。過去3年間の平均値

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{出費に充てることのできる実際の収入 (基準財政収入額)}}{\text{標準的なサービスを行うのにかかる出費 (基準財政需要額)}}$$

この指数は1を超えるような財政力の強い自治体には普通交付税が交付されません。

千葉県内には成田市、浦安市、袖ヶ浦市などがあります。 ⇒他市町村例参照

16. 実質収支比率 (%)

実質収支の標準財政規模に対する割合のことです。3%~5%程度が好ましいとされています。実質収支比率 = 実質収支 ÷ 標準財政規模

17. 経常一般財源比率 (%)

経常一般財源の標準財政規模に対する比率。この比率が高いほど歳入構造にゆとりがあることを示しています。100%を超える度合いが高いほど良いことになります。

経常一般財源比率 = 経常一般財源等 / 標準財政規模

18. 公債費負担比率 (%)

本来町が自由に使えるはずの町税等が、現実にはどの程度借金の返済に充てられているのかを示しますこの比率が高いほど自由に使える財源の幅が狭まり、財政の弾力性が乏しいことになります。10%以内が健全の目安といわれています。

一般には、15%を越すと健全財政の黄色信号、20%を超えると赤信号。

公債費負担比率 = 公債費充当一般財源 ÷ 一般財源総額

19. 公債費比率 (%)

地方債を借りたときに、毎年度元利償還金（元金+利子）として支払う経費を公債費といいます。公債費比率とは、借金（地方債）が支払い能力に対してどのくらいあるのかを示す指標の一つです。即ち、公債費の一般財源に占める割合をいいます。財政構造の硬直性を見る尺度であり、10%以下が健全の目安です。次により算出されます。

$$(A - C) / (D - C) \times 100$$

A・・・元利償還金、

C・・・普通交付税の算定で災害復旧費の償還費として基準財政需要額に算入される
公債費

D・・・標準財政規模

20. 起債制限率 (%)

考え方は公債費比率と同じです。過去3年度間の平均が20%以上の団体は、一部の地方債の発行（起債）が制限されます。

$$\frac{A - (B+C+E)}{D - (C+E)}$$

A・・・当該年度の元利償還金（公営企業債分、準公営企業債分、普通会計に属さないもの及び繰上償還分を除く）

B・・・Aに充てられた特定財源

C・・・普通交付税算定において、災害復旧費として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るものを除く）

D・・・当該年度の標準財政規模額

E・・・普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限り、一部事務組合の地方債に係るものと除く）

21. 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

22. 実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰り出し金、PF1や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に順ずるもの等の公債費類似経費を算入しています。

18%以上の団体・・・引き続き地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体・・・一般事業等の起債が制限

$$\frac{(A+B) - (C+E)}{D-E}$$

A・・・当該年度の元利償還金

B・・・公営企業元利償還金への一般会計繰出等公債類似経費

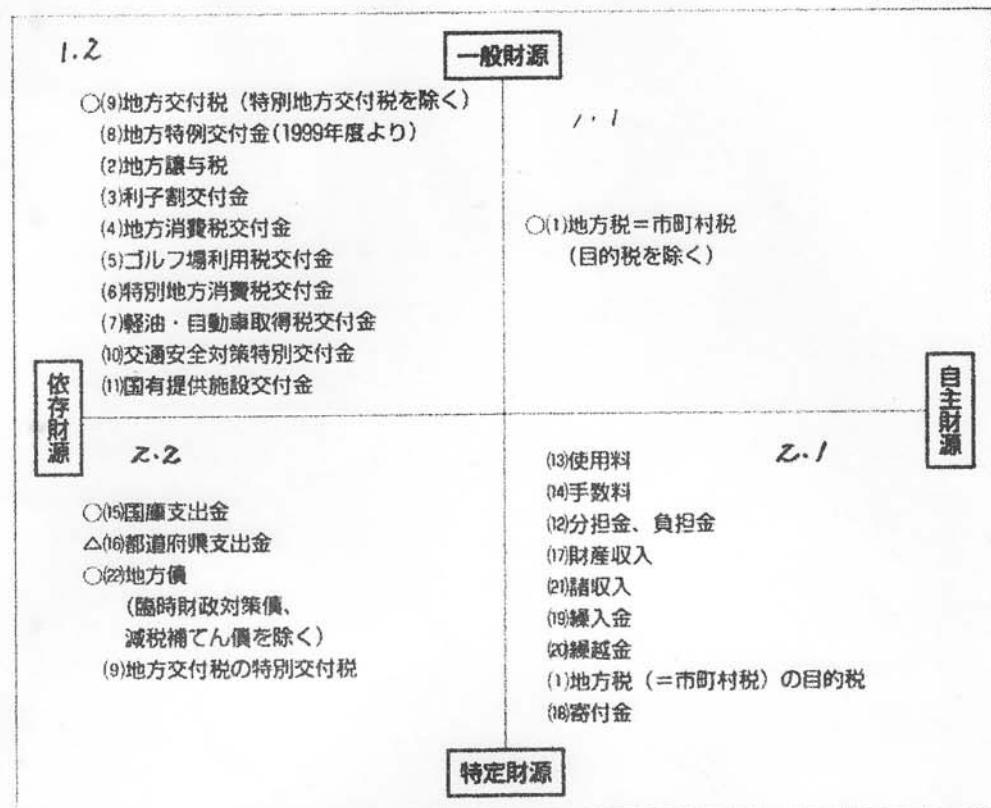
C・・・元利償還金等の特定財源

E・・・普通交付税の基準財政需要額算入公債費

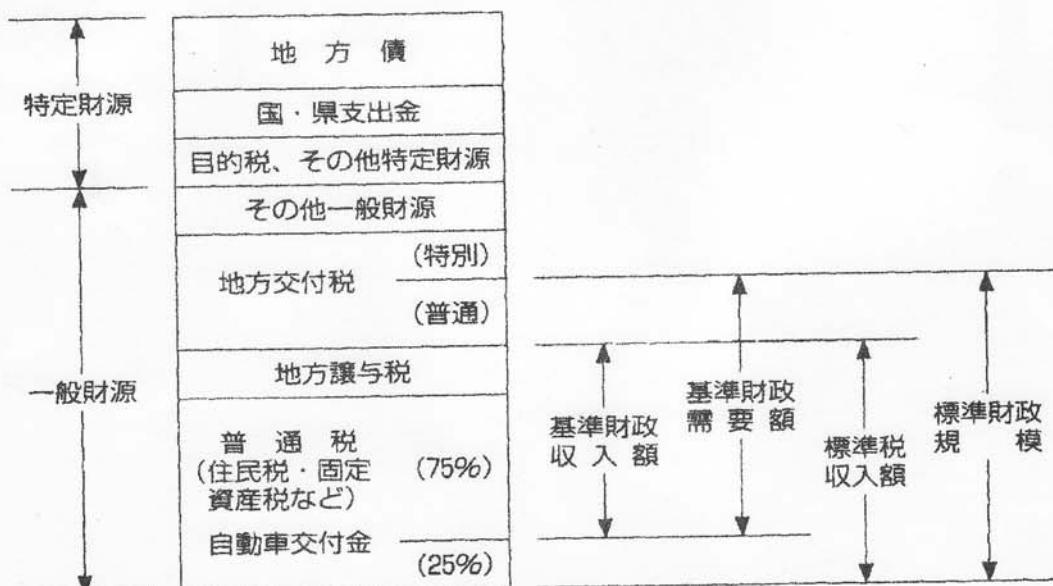
D・・・標準財政規模

図表III-2 財源区分

(○が四大財源)



図表V-1 事務事業の財源構成モデル



(出所) 遠藤晃『財政分析に強くなる』自治体研究社、1990年、55ページ

歳经常経費充当一般財源及び經常一般財源の状況(単位:千円)

区分	15年度	16年度	対前年度増減
歳经常経費充当一般財源	2,470,072	2,492,561	22,489
經常一般財源	2,816,364	2,664,632	△ 151,732

*経常一般財源には、減税補てん債・臨時財政対策債を含む

市町債の残高

区分	15年度末残高	16年度末残高	対前年度増減
一般会計事業債	3,174,596	3,588,083	413,487
特別会計事業債 (歳经常経費充当)	792,746	762,429	△ 30,317
合 計	3,967,342	4,350,512	383,170

歳債務負担行為の残高

区分	15年度末残高	16年度末残高	対前年度増減
一般会計 計	367,687	270,758	△ 96,929
特別会計 計 (歳经常経費充当)	28,866	26,305	△ 2,561
合 計	396,553	297,063	△ 99,490

債務負担行為とは?

将来、地方公共団体が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくもの。

歳基金の残高

(単位:千円)

区分	15年度末残高	16年度末残高	対前年度増減
財政調整基金	838,280	514,480	△ 323,800
減債基金	136	136	0
土地開発基金	57,999	58,000	1
庁舎建設基金	190,751	191,041	290
福祉振興基金	175,970	150,691	△ 25,279
教育奨励基金	340	307	△ 33
公共公益施設等整備改修基金	549	550	1
職務教育施設整備基金	110,882	4	△ 110,878
上島一ノ宮駅周辺開発整備基金	134,142	134,144	2
一般会計 計	1,509,049	1,049,353	△ 459,696
国民健康保険基金	73,391	43,491	△ 29,900
高齢療養費貸付基金	3,169	3,170	1
介護給付費準備基金	43,715	36,051	△ 7,664
一宮莊運営基金	50,120	58,000	7,880
農業集落排水事業基金	30,152	30,252	100
特別会計 計	200,547	170,964	△ 29,583

会計名	歳入決算額(対前年比)	歳出決算額(対前年比)	歳入歳出差引(対前年比)
国民健康保険事業	11億6,420万9千円(+3.4%)	10億8,335万4千円(+2.5%)	8,085万5千円(+17.5%)
老人保健	11億8,617万8千円(△0.3%)	11億6,495万9千円(+0.3%)	2,121万9千円(△24.6%)
介護保険	5億9,800万6千円(+21.2%)	5億7,993万4千円(+19.4%)	1,807万2千円(+128.8%)
一宮莊	1億1,880万4千円(△0.5%)	1億887万6千円(+3.9%)	992万8千円(△32.2%)
老人福祉センター	3,141万2千円(+46.8%)	3,065万1千円(+48.8%)	76万1千円(△5.8%)
農業集落排水事業	1億1,817万1千円(△63.3%)	1億1,624万9千円(△63.4%)	192万2千円(△59.1%)
合 計	32億1,678万円(△2.2%)	30億8,402万3千円(△2.6%)	1億3,275万7千円(+6.2%)

他市町村との 分析値比較 (H17年度)

都道府県名	団体名	経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	財政力指数
北海道	夕張市	126.0	28.6	26.8	0.23
京都府	笠置町	122.4	23.1	15.1	0.26
宮城県	女川町	52.4	2.8	1.1	2.10
山梨県	忍野村	55.6	13.9	9.9	1.52
	一宮町	90.2	14.2	6.6	0.59
	睦沢町	89.5	12.9	9.2	0.50
	長生村	80.4	13.5	7.2	0.56
	白子町	87.2	11.7	7.4	0.55
	長柄町	85.2	14.6	7.2	0.66
	長南町	86.8	13.2	8.0	0.57
	茂原市	91.3	19.0	12.2	0.84
全国市町村平均		90.2	14.8	11.4	0.52

平成16年度 決算状況		人 口 増 減 率	12年国調 7年国調 増 減 率	11,648人 11,302人 3.1%	産業構造			面積(km ²) 23.02	都道府県名 12 千葉県	団体名 4214	市町村類型 地方交付税種地	3-4 2-3
区分	決算額				区分	12年国調	7年国調					
歳入の状況	(単位千円・%)											
区分	決算額	構成比	経常一般財源等	構成比	区分	決算額	構成比	面積(km ²) 23.02	人口密度(人) 506	区分	平成16年度(千円)	平成15年度(千円)
地方政府税	1,200,933	23.6	1,200,933	50.2	第1次	783	957			歳入総額	A 5,082,933	4,072,470
地方譲与税	109,092	2.1	109,092	4.6	第2次	13.7	16.6			歳出総額	B 4,917,954	3,908,864
利子割交付金	8,232	0.2	8,232	0.3	第3次	1,404	1,449			歳入出差引	C (A-B) 164,979	163,606
配当割交付金	1,976	0.0	1,976	0.1		24.6	25.1			支	D 6,922	-
株式等新規所持割交付金	2,355	0.0	2,355	0.1		3,514	3,367			支	E (C-D) 158,057	163,606
地方消費税交付金	107,862	2.1	107,862	4.5		61.6	58.3			支	F (E-E') -5,549	21,541
ゴルフ場利用料交付金	22,406	0.4	22,406	0.9						支	G 120,200	87,100
特別地方消費税交付金	-	-	-	-						支	H 444,000	90,000
自動車取得税交付金	61,199	1.2	61,199	2.6						支	I (J+G+H-I) 329,349	18,641
駐車場引取料交付金	-	-	-	-						支	J	-
地方特例交付金	41,618	0.8	41,618	1.7						支	K	-
地方政府交付税	918,064	18.1	792,329	33.1						支	L	-
特別交付税	792,329	15.6	792,329	33.1						支	M	-
(一般財源計)	2,473,737	48.7	2,348,002	98.1						支	N	-
交通安全対策特別交付金	2,994	0.1	2,994	0.1						支	O	-
分担金・負担金	29,464	0.6	-	-						支	P	-
使用料	110,659	2.2	43,615	1.8						支	Q	-
手数料	6,400	0.1	-	-						支	R	-
国庫支出金	745,697	14.7	-	-						支	S	-
(特別財源交付金)	-	-	-	-						支	T	-
都道府県支出金	292,935	5.8	-	-						支	U	-
財産収入	10,000	0.2	-	-						支	V	-
寄附金	47	0.0	-	-						支	W	-
輸入金	622,414	12.2	-	-						支	X	-
諸収入	163,606	3.2	-	-						支	Y	-
地方債	20,380	0.4	21	0.0						支	Z	-
うち減税補てん便	604,600	11.9	-	-						支	AA	-
うち臨時財源対策費	18,500	0.4	-	-						支	AB	-
歳入合計	5,082,933	100.0	✓: 2,394,632	100.0	合計	1,200,933	100.0			支	AC	-
性質別歳出の状況	(単位千円・%)											
区分	決算額	構成比	充当一般財源等	経常絶済充当一般財源等	経常支支率	区分	決算額(A)	構成比	(A)のうち普通地政事業費	(A)の充当一般財源等	区分	(単位千円)
人件費	1,168,686	23.8	1,096,280	0.0	1,087,113	40.8	農会費	92,696	1.9	-	基準財政収入額	1,225,811
うち職員給	783,991	15.9	716,552	-	-	-	会務費	736,355	15.0	5,327	基準財政需要額	2,017,735
扶助費	270,780	5.5	88,862	b	88,862	3.3	民生費	815,897	16.6	691,028	標準税率收入額等	1,604,095
内元利便運	263,244	5.4	263,244	c	263,244	9.9	衛生費	480,956	9.8	18,306	標準財政規模	2,396,424
一時借入金利子	-	-	-	-	-	-	労働費	-	-	6,913	財政力指數	0.58
(義務的経費計)	1,702,710	34.6	1,448,386	a+b+c	1,439,219	54.0	農林水産業費	979,368	19.9	802,821	実質収支比率(%)	6.6
物販	431,771	8.8	364,184	d	322,887	12.1	商工費	65,749	1.3	1,295	経常一般財源比率(%)	99.9
維持修繕費	35,416	0.7	32,717	e	32,717	1.2	土木費	300,621	6.1	141,198	公債費負担比率(%)	7.6
補助費	600,797	12.2	588,954	f	458,624	17.2	消防費	204,177	4.2	3,484	公債費比率(%)	7.2
うち一部事務組合負担金	379,528	7.7	379,528	g	364,837	13.7	教育費	975,746	19.8	665,718	起債制限比率(%)	6.7
繰出金	344,951	7.0	320,951	g	239,114	9.0	災害復旧費	3,145	0.1	-	積立金財調	514,480
積立金	120,497	2.5	119,798	-	-	-	公債費	263,244	5.4	-	減債	136
投資・出資金・貸付金	31,605	0.6	31,605	-	-	-	諸支出	-	-	-	現在高	476,737
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	前年度繰上充用金	4,917,954	100.0	1,647,062	地方債	3,588,083
投資的経費	1,650,207	33.6	381,735	h	2,492,561	千円	合計	476,905	国会実質収支	80,854	現在高	3,128,758
うち人件費	22,610	0.5	21,551	-	-	-	上水道費	102,072	再差引収支	67,980	特定目的	476,737
内普通建設事業費	1,647,062	33.5	378,590	h	2,492,561	千円	下水道費	72,856	加入世帯数(世帯)	2,714	地方債	3,588,083
うち補助費	1,059,714	21.5	53,666	h	93.5%	104.1%	病院保険	29,882	被保険者数(人)	5,762	現行負担金	3,128,758
災害復旧事業費	574,120	11.7	323,027	-	-	-	工業用水道	-	被保険者(料)收入額	66	支	37,447
矢張り対策事業費	3,145	0.1	3,145	-	-	-	保健	-	被保険者(料)收入額	74	物件等購入	-
歳出合計	4,917,954	100.0	3,288,330	h	3,453,309	千円	の他	202,100	事業状況	123	保証・補償	233,311

(注) 1. 普通建設事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出した。

$$h = a + b + c + d + e + f + g$$

$$h/R = 104.1\%, \quad h/(R+S) = 93.5\%$$